

基本指針(こども家庭庁・厚生労働省告示)

- 「基本指針」とは、都道府県及び市町村の障がい福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの(令和5年5月告示)
- 都道府県・市町村は、基本指針に即して原則3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定する(計画期間:令和6~8年度)

基本指針に即して福岡市における成果指標等を設定

成果指標(計画期間が終了する令和8年度末の目標)

(1) 施設入所者の地域生活への移行

- ①地域生活への移行者数 74人(R6~R8年度の累計数)(R3、4年度累計実績41人)
(考え方) 国指針を踏まえ、R4年度末の施設入所者数の6%を設定
- ②施設入所者の減少数 数値目標は設定しない
(考え方) 施設入所者は地域生活への移行等による退所者が見込まれる一方で、新たな入所も見込まれるため

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築(R4年度末実績1,957人) 精神病床における1年以上の長期入院患者数 下記の考え方に基づき設定

- (考え方) 福岡県障がい福祉計画において設定する目標値の18.9%(福岡市の長期入院患者割合)を設定。年齢階級別(65歳以上、65歳未満)においても県の目標値を基に設定。

(3) 地域生活支援の充実

- ①地域生活支援拠点等が有する機能の充実 1回以上実施(R4年度実績3回)
(考え方) 国指針を踏まえ、運用状況の検証及び検討する会議を年1回以上を設定
- ②強度行動障がい者への支援体制の充実 整備済(継続)【新規】
(考え方) 国指針を踏まえ、「福岡市強度行動障がい者支援調査研究会」及び支援拠点施設を中心に支援(R4年度末実績 整備済)

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

- ①就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数 609人(R4年度末実績533人)
(考え方) 国指針を踏まえ、R3年度実績の1.28倍を設定
- ②就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及びB型事業の一般就労への移行者数
ア 就労移行支援事業 465人(R4年度末実績397人)
(考え方) 国指針を踏まえ、R3年度実績の1.31倍を設定
イ A型 107人 B型 28人(R4年度末実績 A型58人 B型39人)
(考え方) 国指針を踏まえ、R3年度実績を踏まえ設定(A型1.29倍、B型1.28倍)
- ③就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合を5割以上とする 55%【新規】(R4年度末実績55%)
(考え方) 国指針及び福岡市の実績を踏まえ設定
- ④就労定着支援事業の利用者数等
ア 利用者数 312人(R4年度末実績235人)
(考え方) 国指針を踏まえ、R3年度実績の1.41倍を設定
イ 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所割合 25%
(考え方) 国指針及び福岡市の実績を踏まえ設定(R4年度末実績20.7%)

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

- ①障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築
ア 児童発達支援センターの設置 13か所(R4年度末実績13か所)
イ 児童発達支援事業所(重心事業所等除く)の設置【新規】29か所(R4年度末実績2か所)
ウ 保育所等訪問支援を実施できる事業所数 28か所(R4年度末実績24か所)
(考え方) 国指針及び福岡市の実績を踏まえて設定
- ②重症心身障がい児・医療的ケア児への支援について
ア 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数 15か所(R4年度末実績 12か所)
イ 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所数 23か所
(考え方) 国指針及び福岡市の実績を踏まえて設定(R4年度末実績20か所)
- ③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場 設置(継続)(R4年度末実績 設置済)
(考え方) 「福岡市医療的ケア児関係機関連絡協議会」を設置し、関係機関等の情報交換等を実施
- ④医療的ケア児支援調整コーディネーターの配置 1人(R4年度末実績1人)
(考え方) 国指針及び福岡市の実績を踏まえて設定
- ⑤障がい児入所施設からの円滑な移行調整の協議の場 設置(継続)【新規】
(考え方) 移行調整について、関係機関との協議を行う(R4年度末実績 設置済)

(6) 相談支援体制の充実・強化等

- ①区障がい者基幹相談支援センターが地域の相談事業者等へ専門的指導・助言・連携強化の取組みを行った件数 750件(R4年度実績704件)
(考え方) 国指針及び福岡市の実績を踏まえて設定
- ②個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善等 整備済(継続)【新規】
(考え方) 区部会において、個別事例の検討を通じて、地域サービス基盤の開発・改善を行う(R4年度末実績 整備済)

(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制構築

- ①障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用 活用する(R4年度実績 活用した)
(考え方) 国指針を踏まえ設定 福岡県が実施する研修を活用する
- ②障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有 共有する
(考え方) 国指針を踏まえ設定 関係自治体及び事業所と共有する(R4年度実績 共有した)
- ③指導監査結果の関係市町村との共有 共有する(R4年度実績 共有した)
(考え方) 国指針を踏まえ設定 関係自治体と共有し、事業所の適切な指導を行う